韓国における性犯罪者の再犯防止対策
―情報公開と位置追跡電子装置―

白井　京

【目次】

はじめに
Ⅰ　青少年の性保護に関する法律
　1　制定の経緯
　2　これまでの改正
　3　2007年改正後の法律の概要
Ⅱ　特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律
　1　制定の経緯
　2　法律の概要
おわりに
翻訳：青少年の性保護に関する法律（抄訳）
翻訳：特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律（全訳）

はじめに

近年、韓国では、子どもを対象とする凶悪な性犯罪事件が相次いで発生した。その多くが、性犯罪の前歴をもつ者による再犯であったことから、再犯防止対策が緊急の課題となった。(注1)

ここでは、韓国における性犯罪の再犯防止対策に関する２つの新しい動きを紹介する。

第一に、「青少年の性保護に関する法律」（以下「性保護法」という。）の全面改正である。2000年に施行された同法の改正案が、2007年７月２日、国会本会議において可決された。これにより、性犯罪者の情報登録・閲覧制度が拡大されるとともに、これら性犯罪者が青少年関連機関に就業すること等の規制が強化された。

第二に、2007年４月３日に可決された「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」の制定である。同法は、通称「電子腕輪法」とよばれるもので、性犯罪の再犯のおそれがあると判断される者に対し、位置追跡可能な電子装置を装着させるものである。

なお、本稿の末尾にこれらの法律の翻訳を掲載したので、参照されたい（性保護法は、情報登録・閲覧及び就業制限に関連する部分のみ抄訳）。

Ⅰ　青少年の性保護に関する法律

1　制定の経緯

1990年代後半、韓国では、日本語をそのまま直訳した「援助交際」、すなわち青少年による売春が社会問題になっていた。性保護法（2000年２月３日公布）が制定されたのは、この「援助交際」の流行が一つの要因であった。(注2) そのため、制定当時の性保護法は、青少年を対象とする買春や性犯罪について加重処罰し、売春行為をした青少年に対しては刑事処罰を免除し保護処分とすることを主な内容としている。

当時から、この法律について大きな問題になったのが、性犯罪者の情報公開制度である。この制度は、米国のメーガン法（Megan's Law）による情報公開をモデルにしていた。(注3) しかしメーガン法が小児性愛者による殺人事件を発端として制定されたのとは異なる経緯を辿って制定されたため、制度の内容も若干異なるものになった。

制定時の情報公開制度は、性保護法で定められた犯罪行為に関して処罰が確定した者のうち一部について、身上情報（氏名、年齢、生年月日、職業、市･郡･区までの住所）と犯罪事実の要旨を、「啓導文」と呼ばれる公表文に掲載し、

国務総理直轄の国家青少年委員会[注4]のウェブサイト（http://www.youth.go.kr/）において6か月間、政府庁舎と全国16の市・道の掲示板で1か月間公開し、官報にも載せるというものであった。ただし、刑確定時の住所が公開されるに過ぎず、写真も公開されない[注5]。

情報公開については、個人のプライバシーを侵害し、一つの犯罪に対して二度の処罰を科すものだという反対もあったが、罰金や懲役などの処罰だけでは、社会の秩序を維持するのに不十分であるとの意見が大勢を占めた。世論調査によれば、国民の8割近くが公開制度を支持していた[注6]。

情報公開制度の是非をめぐっては、違憲審査も行われたが、2003年6月、憲法裁判所は、性保護法の同条項について合憲との判断を下している[注7]。

2　これまでの改正

（2005年改正）

2005年12月8日、国会本会議において性保護法一部改正案が可決された。

従来の身上情報公開制度に対し、実質的な再犯防止には効果がないと判断した国家青少年委員会が、顔写真を含む性犯罪者の情報登録・閲覧制度を新設したのである。この情報登録・閲覧制度は、従来の「啓導文」による身上情報公開制度と併行して実施されることになった。

2005年改正の主な点は以下の通りである[注8]。

・性犯罪者の情報登録と閲覧制度の新設
・性犯罪者の就職を制限する制度の新設
・青少年買春に一定の行為類型を追加
・公訴期間の延長
・売春行為を行った青少年や、加害青少年の扱いに関する条項の補足

この改正により、国家青少年委員会によって「高危険性犯罪者」と決定された者は、氏名、生年月日、現在の職場及び実際の居住地の住所、写真（登録日を基準に6か月以内に撮影したもの）を国家青少年委員会に登録しなければならないと規定された。変更事項は、随時届け出るよう義務付けられた。

改正法では、国家青少年委員会は登録された情報と犯罪事実の要旨をあわせた「登録情報」を5年間管理し、①当該被害者及び被害者の法定代理人、後見人、その委任を受けた弁護士、②青少年関連教育機関（学校、幼稚園、青少年施設、保育施設、児童福祉施設等）の長に限定して閲覧を認めると定められた。

また、就業規制に関する規定も新設され、青少年を対象とする性犯罪の前科がある者に対して、刑の確定後5年間は、青少年の保育や教育に関連する諸機関（学校、塾、幼稚園、保育施設、保護施設等）に就業することや、これを運営することが禁じられた。

（2007年改正）

2005年改正の後、さらに性犯罪の前歴をもつ者による凶悪な性犯罪の発生が相次いだことから、2007年には「再犯防止」を前面に掲げた全面的な改正がなされた。

この改正により、従来の「啓導文」の形式をとった身上情報公開制度が廃止される一方で、2005年改正により新設された情報登録・閲覧制度の対象となる性犯罪者の範囲が拡大され、情報の保存・管理期間が延長された。閲覧権者も拡大されて、青少年の保護者等の地域住民にも閲覧権が与えられた。就業禁止については、期間を5年から10年に延長し、対象となる機関を増やした。

また、この法律で規定する性暴力犯罪を「親告罪」から「反意思不罰罪」（被害者が犯人処罰を願わなかったり、処罰意思を撤回したりした場合には、犯人を処罰できない罪）に変更し、被害者の意思を尊重しながら被害者の告訴なしでも公訴を提起できるよう規定した。

児童ポルノについては、諸外国の趨勢に合わせて単純所持に対する処罰規定を新設した。その他、親権喪失に関する規定を新設し、被害者のプライバシー侵害に対する規制も強化された。

改正法案は、2007年７月２日、国会本会議において可決された。施行日は2008年２月４日である。

以上みてきたように、性保護法による性犯罪者の情報公開は、２度の改正を経て性格の異なる制度になっていることに注意したい。

当初制定された性保護法では、性犯罪者の情報といっても住所や職業等の不確実性が高く写真も付されていない「啓導文」形式であったが、公開期間中であれば、インターネットを通じて外国からでも参照することができた。2005年改正法では、「啓導文」形式での身上情報公開と、教育機関の長等に閲覧権者を限定した顔写真付きの情報登録・閲覧制度が、併行して実施された。最終的には、2007年の改正で「啓導文」形式での身上情報公開が廃止される一方、2005年改正により新設された情報登録・閲覧制度を拡大強化することで、正確な住所、具体的な勤務先、顔写真付きの相当程度確実な情報が地域住民に公開されることになったのである。

３　2007年改正後の法律の概要

2007年改正後の性保護法は、全５章46か条の本則及び６か条の附則からなる。

（第１章　総則）

第１章では、法律の目的、用語の定義、国の義務等について定めている。

【目的】

この法律は、

①青少年を対象とする性犯罪の処罰と手続きに関する特例を規定し、

②被害にあった青少年のための救済や支援の手続きについて定め、

③青少年を対象とする性犯罪者を管理することにより、

「青少年が健康な社会構成員として成長できるようにする」ことを目的としている（第１条）。

上記の３点は、この順番通りに法律に規定されている。

【定義】

この法律の中で使用される用語の具体的な定義（第２条）については、末尾に掲載した翻訳を参照されたい。

2007年の改正により、「青少年対象性犯罪」と「青少年対象性暴行犯罪」は、明確に分けて定義された。広義の「青少年対象性犯罪」のうち、売買春、わいせつ物の製作など暴力を伴わない一部の行為を除いたものを「青少年対象性暴力犯罪」とし、犯罪者の管理等において扱いを異にするよう規定している。

なお、定義において「青少年」は「19歳に達する年の１月１日を迎えた者を除く」19歳未満の者とされているが、これは韓国社会においていわゆる「数え年」が慣行的に使用されているためである。青少年に有害な物質（タバコ等）の流通を規制するなど、青少年を有害な環境から保護する目的で制定された「青少年保護法」においても、これと同様に定義されている。

【解釈及び適用上の注意】

この法律を解釈し、適用するときは、青少年のことを最優先に考えなければならない（第３条）。

【国、地方自治体の義務と社会の責任】

国及び地方自治体は、青少年を対象とする性犯罪の予防のために必要な調査、研究及び教育を行い、必要な法律を規定し、財源の確保を行

うよう義務付けられている。また、国に対しては、青少年に対する性犯罪に関して国際協力を強化するよう努力規定をおいている。(以上、第４条)

国民も、犯罪を予防する社会環境の整備や、青少年の保護等について、最善を尽くすよう規定されている（第５条)。

【広報】

国家青少年委員会は、青少年を対象とする犯罪の予防や被害者のリハビリ等に関する広報映像を製作する。委員会は、地上波放送事業者に対し、この広報映像を公共広告の枠内で放送するよう要請できる。(以上、第６条)

（第２章　青少年対象性犯罪の処罰と手続きに関する特例）

第２章では、目的において掲げた３点のうち１点目である、青少年を対象とする性犯罪の処罰と手続きに関する特例について規定している。

【青少年を対象とする性犯罪】

青少年に対する強姦や強制わいせつに対しては、加重処罰が規定されている（第７条)。

青少年を、買春やポルノ製作に利用する目的で売買したり、国外に居住する青少年を国内に移送した者に対しては、無期又は５年以上の懲役が科される（第９条)。

青少年を対象として買春行為を行った者に対しては、３年以下の懲役又は２千万ウォン（約246万円）以下の罰金が科される（第10条)。

その他、青少年に対する強要行為（第11条)、斡旋営業行為（第12条）等についても加重処罰を規定している。

【児童ポルノ】

青少年を利用したわいせつ物（児童ポルノ）については、その製作、販売、貸与、配布等を目的とする所持についてはこれまでも処罰の対象となってきたが、今回の改正により「単純所持」についても2000万ウォン（約246万円）以下の罰金に処するよう規定された（第８条)。

この単純所持規定については、韓国国会の審議過程においてもかなり時間を割いて論議されたようである。もともと改正法の原案には単純所持が規定されていたが、政務委員会において「所持」の概念が曖昧であるとして一旦は削除された。しかしその後、規制を主張する国家青少年委員会や国会議員らの強い主張により、再度、原案通り復活して規定された。(注９)

児童ポルノの単純所持については、日本では現在、法的に規制されておらず、諸外国から規制するよう求められるなど法改正の行方が注目されている。(注10)

【受講命令の併科】

「青少年対象性犯罪」を犯した者に対して刑を宣告する際に執行猶予を付す場合には、再犯予防のために必要な教育の受講を同時に命じることができる。その執行は、国家青少年委員会に委託することができる。(以上、第13条)

【親権】

親権者等による性的虐待が社会問題化したことから、今回の改正では、検察官による親権喪失宣告の要求に関する手続きについても新たに規定をおいた（第14条)。

これにより親権者を失った青少年は、法院（日本の裁判所に相当）により他の親権者や施設等の保護下におかれるが、その場合には、当該青少年の意思を尊重するよう義務付けられている（第15条)。

【被害者の意思】

青少年を対象とする強姦や強制わいせつ等に

ついて、これまで親告罪と規定されていたのが、「反意思不罰罪」に変更された（第16条）。

これにより、被害者である青少年の告訴がなくても、公訴を提起することができる。ただし、被害者の明示した意思に反して公訴を提起することはできないと定めており、被害者である青少年の意思が尊重されている。

【捜査における配慮】

捜査機関は、青少年対象性犯罪を捜査するにあたっては、被害者の尊厳を傷つけないよう特別に配慮するよう義務付けられる（第17条）。これは、過去に発生した事件の捜査において、捜査機関の被害者に対する侮辱等が問題になったことから、特に明記された条項である。

【秘密漏洩の禁止】

捜査及び裁判に関与する公務員や保護施設等の職員、マスコミ等に対しては、被害者を特定しうるような情報の漏洩を禁じており、これに違反した者には２年以下の懲役又は１千万ウォン（123万円）以下の罰金が科される（第18条）。

マスコミに対してまで懲役刑を科す点については、国会審議においても疑問が呈されたが、改正前に発生したいくつかの事件においてマスコミ報道による被害者の人権侵害が問題となっていたことから、最終的には被害にあった青少年の人権保護のために罰則を強化することに合意している。

【両罰規定】

児童ポルノの製作や配布等について定めた第８条、青少年の売買について定めた第９条等については、行為者本人を罰するほか、法人に対しても同様の罰金刑を科するよう両罰規定をおいている（第19条）。

【国外犯の処罰】

国外における青少年対象性犯罪についても、韓国国民を刑事処罰すべき場合には、当該国から犯罪情報を迅速に入手し処罰するよう努力しなければならない（第20条）。

（第３章　青少年対象性犯罪の通報、応急措置及び支援）

第３章では、目的において掲げた３点のうち２点目である、被害にあった青少年のための救済や支援の手続きについて規定している。

【通報】

誰であれ、青少年対象性犯罪の事実を知った場合には捜査機関に通報できるが、特に学校、医療機関、児童福祉施設等の職員が業務上その事実を知ったときには、通報が義務付けられている。通報者の個人情報については、放送やインターネット等を通じた公開が禁じられる。（以上、第21条）

関係行政機関は、通報が義務付けられている各機関に対して、青少年性犯罪の予防や通報義務に関する教育を行う（第22条）。

【被害青少年の保護】

青少年対象性犯罪において、加害者が家庭内にいる場合には、関係各法の準用により、被害者を早急に保護する（第23条）。

【相談及び治療】

国は、被害にあった青少年とその保護者の身体的・精神的なリハビリテーションのために、後述の第30条に定める相談施設に対して相談や治療プログラムの提供を要請することができる（第24条）。

（第４章　青少年の善導保護等）

第４章では、第３章に引き続き、被害にあった青少年の保護等の手続きについて規定してい

る。当初、法律が制定されたときの目的の一つである、自ら売春行為を行った青少年の保護及び指導、加害者が青少年である場合の規定が主である。

【対象青少年に対する捜査等】

自ら売春行為を行った青少年に対しては、保護を優先して罰せず(第25条)、検察官の判断により保護処分その他の措置をとる（第26条及び第27条)。また、加害者が青少年である場合の保護処分等についても定めている（第28条)。

【保護施設等】

各法律に定める青少年支援施設等は、青少年を対象とする犯罪についての相談や、告訴のサポート、関連施設との連携、教育プログラムの実施等、青少年保護に関連する業務を遂行するよう定められている（第29条から第31条まで)。

（第５章　青少年対象性犯罪により有罪判決が確定した者の身上情報の登録及び閲覧並びに就業制限等）

第５章では、目的において掲げた３点のうち最後の、青少年対象性犯罪者の管理について規定している。

【登録対象者】

「青少年対象性犯罪」により有罪判決が確定した者と、心神喪失者であるため処罰はできないものの再犯の危険性があると認められる者は、「身上情報登録対象者」（以下「登録対象者」という。）になる。

ただし、青少年を対象として買春行為を行った罪（第10条）については、登録対象者は、２回以上有罪判決を受けた場合又は対象青少年が13歳未満の場合に限られている。

法院は、登録対象者に対して判決の際にその事実を述べ、書面で通知するよう義務付けられている。(以上、第32条)

なお、登録対象者が、国家青少年委員会による「青少年の性保護に必要な教育」を受けた場合には、登録期間を一部短縮することができる（第40条)。

【情報の提出と登録】

登録対象者は、書面での通知を受けた日から30日以内に、以下の６つの情報を自分の住所地を管轄する警察署の署長（矯正施設に収容された場合にはその施設の長）に提出するよう義務付けられている。

① 氏名
② 住民登録番号
③ 住所及び実際の居住地
④ 職業及び職場等の所在地
⑤ ６か月以内に撮影された写真
⑥ 所有車の登録番号

これらの情報に変更があった場合には、30日以内に提出しなければならない。写真は、１年ごとに提出するよう規定されている。これらの情報については、警察署長(又は矯正施設の長)から国家青少年委員会に送付されることになる。(以上、第33条)

国家青少年委員会は、送付された情報と、青少年を対象とする性犯罪の前歴を登録し、登録したという事実と登録した日付を登録対象者に通知する。場合によっては、関係行政機関の長に対し、登録に必要な情報を問い合わせることもできると規定されている。(以上、第34条)

【情報の管理と活用】

この登録情報は、対象犯罪により矯正施設に収容されている期間を除いて10年間、保存・管理される。登録期間中、管轄警察署長は、１年に１回は登録情報に変更がないか確認するよう義務付けられる。登録情報は10年後に直ちに廃棄され、その事実は登録対象者にも通知される。

（以上、第35条）

国家青少年委員会は、犯罪予防や捜査への利用を目的として登録情報を検察官や各警察署の署長に伝達することができる（第36条）。

【情報の閲覧】

法院は、一定の条件を満たす者については、その「閲覧情報」を５年間閲覧に供する命令を判決と同時に宣告する。

まず「閲覧情報」とは、登録情報のうち「住民登録番号」と「所有車の登録番号」を除き、「年齢」と「青少年対象性犯罪経歴」を加えた以下の６つの情報である。

① 氏名
② 年齢
③ 住所及び実際の居住地
④ 職業及び職場等の所在地
⑤ 写真
⑥ 青少年対象性犯罪の経歴

この閲覧情報を公開されるのは、青少年と、罰金刑を宣告された者を除く、以下の者である。

①13歳未満の青少年に対して「青少年対象性暴力犯罪」を犯した者
②この法律による閲覧命令を宣告され再び「青少年対象性暴力犯罪」を犯した者
③13歳未満の青少年を対象に「青少年対象性犯罪」を犯した者で、同様の犯罪を再び犯す危険性があると認められる者
④「青少年対象性暴力犯罪」を犯した者で、同様の犯罪を再び犯す危険性があると認められる者
⑤「青少年対象性暴力犯罪」を犯した心神喪失者で再犯の危険性があると認められる者

13歳未満を対象とする性犯罪者については、「性暴力犯罪」ではなく「性犯罪」を犯した者についても閲覧対象とするなど、厳しく規定している。

また、「再犯の危険性」の有無については、国家青少年委員会等の行政ではなく、裁判官が判断することになる。

これらの情報を閲覧することができるのは、登録対象者の住所を管轄する市・郡・区内に居住する青少年の法定代理人（保護者）と、青少年関連教育機関の長である。（以上、第37条）

法院による閲覧命令は、国家青少年委員会が執行するが、閲覧に関する業務については管轄する警察官署の長に委託できると定められている。閲覧手続きの具体的な内容については、大統領令で定めるよう規定されている。（以上、第38条）

閲覧情報のインターネットへの漏洩が禁じられている（第41条）ことからも、各地域内に居住する一部の者に限り、警察署内で閲覧することを想定しており、インターネットによる公開は想定していないように思われる。

【啓発活動と秘密遵守】

国家青少年委員会は、青少年対象性犯罪の趨勢や動向、その他、啓発に必要な情報を１年に２回以上公表するよう義務付けられている（第39条）。

性犯罪者の身上情報の登録、閲覧、保存、管理に携わった者が職務上知った情報を漏洩することや、情報を閲覧した者がその情報をマスコミやインターネット等に漏洩することは禁じられている（第41条）。

【就業制限】

「青少年対象性犯罪」により刑が確定した者は、刑が確定した日から10年間、幼稚園、小中学校、塾、青少年を対象とする施設、共同住宅の管理事務所での警備等に就職したり、事実上労務を提供したりすることが禁じられる。

これらの機関は、就職している者や就職を希望する者に対して青少年対象性犯罪の経歴の有無を確認しなければならない。経歴については、

本人の同意を得て関係機関に問合せをすることができる。（以上、第42条）

国家青少年委員会は、これらの者が教育機関等に就職していないかどうか点検することができる（第43条）。

これに違反して就業している者がいれば、国家青少年委員会は当該機関の長に解雇を要求できる。また塾や学校などを、就業を制限されている当人が運営していた場合には、その閉鎖を要求できる。当該人が閉鎖に応じない場合には、関係行政機関の長に登録や許可の取消しを要求することができる。（以上、第44条）

【罰則】

性犯罪者の登録情報の漏洩を禁じた第41条に違反した者は、５年以下の懲役又は５千万ウォン（約614万円）の罰金が科される。正当な権限なく、登録情報を変更したり抹消した者も同様である。

登録対象者が、提出すべき情報を提出しなかったり、虚偽の情報を提出したときには、１年以下の懲役又は500万ウォン（約61万円）の罰金が科せられる。（以上、第45条）

青少年関係機関の長が、就業制限を受けている者を解任しない場合には、１千万ウォン（約122万円）の過料に処される（第46条）。

（附則）

附則では、施行日、経過措置等について定めている。

【施行日】

この法律は、公布後半年が経過した日（2008年２月４日）から施行される（第１条）。

【適用例及び経過措置】

第13条で定める受講命令の併科、第14条及び第15条で定める親権喪失、第16条で定める「反意思不罰罪」については、この法律の施行後、「青少年対象性犯罪」を犯して公訴が提起された者に適用する（第２条から第４条まで）。

第32条、第35条及び第37条で定める登録情報等の管理・閲覧については、この法律の施行後に「青少年対象性犯罪」を犯して有罪判決が確定した者から適用する。この法律の施行以前の規定により情報を登録した者の登録や閲覧については、従前の規定に基づいて行われる。（以上、第５条）

第42条の就業制限に関しても同様に、この法律施行後に罪を犯した者から適用される。

II　特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律

1　制定の経緯

2005年４月、保守派の最大野党ハンナラ党が、再犯のおそれがある性犯罪者に対してGPS機能付き腕輪の装着を義務付ける考えを明らかにした。[注11] GPSとはGlobal Positioning Systemの略で、地球上の現在位置を調べるための衛星測位システムである。同年７月には、ハンナラ党議員95名により、このような内容を規定する「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」（韓国語原文では、「装着」ではなく「付着」である。）が国会に提出された。[注12]

法案が提案された当初は、「電子腕輪法案」としてマスコミがセンセーショナルに報道するなど、大きな話題になった。しかし、当時は人権侵害であるとの反対意見が優勢であり、可決の見通しは全くたっていなかった。

法案提出から半年ほどたった2006年２月、ソウル市在住の女子小学生が近所の商店主に暴行を受け、殺害される事件が発生した。この商店主は、2005年６月に他の女児へのわいせつ行為で逮捕され、執行猶予付きの判決を受けたばかりであった。この事件を機に、性犯罪の再犯防

止対策が必要であるとの世論が盛り上がり、この法案が再び注目を集めることになった。(注13)

この年の12月、法務部（省）は、ハンナラ党の作成した法案について検討を重ねた上で大幅に修正した案を国会に提出した。

ハンナラ党案が、実刑を受けた者のみを対象としていたのに対し、法務部案は執行猶予者等にまで範囲を拡大した。また、位置追跡による受信資料についても、ハンナラ党案では犯罪の発生時にのみ使用するとしていたが、法務部案では保護観察の指導にも使用できるよう規定した。

審議過程においては、人権侵害であり、あくまで矯正プログラム等を推進すべきとして反対する議員もいたが、最終的には賛成多数で可決された。

可決後も、賛否両論が続いている。(注14)

なお、国会での審議において、ソン・ホチョル立法調査官は、位置追跡の方法について、GPS 方式を導入すると膨大な費用がかかるため、「FM・AM 電波方式」の採用を想定していると述べている。(注15)

2　法律の概要

「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」は、全 6 章38か条の本則及び 4 か条の附則からなる。

（第 1 章　総則）

第 1 章では、法律の目的、この法律で使用する用語の定義等について定めている。

【目的】

この法律は、性暴力犯罪者の再犯防止と、矯正を通じた再社会化のため、位置追跡可能な電子装置を身体に装着させることにより、性暴力犯罪から国民を保護することを目的としている（第 1 条）。

【定義】

定義では、「性暴力犯罪」と「位置追跡電子装置」の 2 つの用語について定めている（第 2 条）。

【適用等】

国は、執行過程において人権侵害がないよう注意しなければならない（第 3 条）。満19歳未満の者は、この法律の対象から除外されている（第 4 条）。

（第 2 章　懲役刑終了以後における電子装置装着）

第 2 章では、懲役刑を終了した者に電子装置を装着する際の請求手続き、執行、解除等について定めている。

【装着命令の請求】

検察官は、下記の者に対し、懲役の執行後に電子装置を装着させる命令（装着命令）を法院に請求できる。逆に、法院も装着命令を宣告する必要があると認めるときには、検察官に請求を要求できる。請求は、第 1 審判決の宣告前までに行う。

①性暴力犯罪で 2 回以上、懲役刑（刑期の合計が 3 年以上）を宣告された者で、刑の執行後 5 年以内に再び性暴力犯罪を犯した者

②電子装置装着の前歴がありながら、再び性暴力犯罪を犯した者

③ 2 回以上の性暴力犯罪により、性犯罪の習癖があると認められる者

④13歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯した者（以上、第 5 条）

【調査】

検察官は、装着命令を請求するために必要なときは、保護観察官に、被疑者の犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等の調査を要請することができる。装着命令の請求

は、それらの調査結果や、精神鑑定等を参考に行われる。（以上、第６条）

【手続き等】

法院は、所定の事項を記載した「装着命令請求書」の副本を、公判期日の５日前までに命令対象者本人又は弁護人に送付する（第８条）。

【判決】

法院は、装着命令請求が正当であると認めるときには、５年の範囲内で装着期間を定めて、性暴力犯罪事件の判決と共に装着命令を宣告する。装着命令の宣告は、量刑に有利に斟酌されることはない。当該事件の上訴又は上訴の放棄等は、装着命令についても同様とみなされる。装着命令のみについて、独立した上訴や上訴の放棄等を行うこともできる。（以上、第９条）

法院は、判決が確定してから３日以内に、装着命令を宣告された者が居住する地域の保護観察所の長に、判決書の謄本を送付する（第10条）。

【執行】

装着命令は、検察官の指揮を受けて保護観察官が執行する（第12条）。刑の執行が終了し若しくは免除される日、又は仮釈放される日の釈放直前に、被装着者の身体に（身体の完全性を害しない範囲内で）電子装置を装着する（第13条）。

【被装着者の義務】

電子装置を装着した者は、期間中、装置を身体から離す、損傷する、電波妨害するなどの方法で電子装置の効用を害してはならない。住居を移転したり、出国したりするときは、予め保護観察官に届け出ることが義務付けられている。（以上、第14条）

【保護観察官の任務】

保護観察官は、被装着者の再犯防止と社会復帰のために、必要な指導を行う。装着期間中、相談治療など、再犯防止のために必要な措置をとる。（以上、第15条）

【受信資料】

保護観察所の長は、電子装置が発信する電磁波を受信し、その受信資料を保存する。

受信資料は、性暴力犯罪容疑に対する捜査又は裁判の資料として利用されるほか、保護観察官の再犯防止のための指導や、保護観察審査委員会による装着命令仮解除等の審査においても使用されることが認められている。

検察官や司法警察官が受信資料を閲覧する場合には、法院の発する押収捜索令状が必要となる。

電子装置装着が終了した日から５年が経過すれば、資料はすべて破棄される。

（以上、第16条）

【仮解除】

保護観察所の長や被装着者は、装着命令の仮解除を申請することができる（第17条）。保護観察審査委員会は、被装着者の生活態度や再犯の危険性について専門家の意見を考慮し、調査した上で、仮解除を決定することができる（第18条）。保護観察所の長は、装着命令を仮解除された者に再犯の危険性があると判断したときは、仮解除の取消しを申請できる（第19条）。

【装着命令執行の終了】

装着命令期間が経過したり、共に宣告された刑が赦免により効力を喪失したときには、執行が終了する（第20条）。

（第３章　仮釈放及び仮終了等における電子装置装着）

第３章では、仮釈放される者、治療監護を仮終了する者に対する電子装置の装着について定

めている。

【仮釈放】

装着命令判決を受けなかった性暴力犯罪者のうち、刑の執行中に仮釈放されて保護観察を受ける者は、遵守事項を履行しているか否かの確認のため、仮釈放期間中に電子装置を装着することが義務付けられる（第22条）。

【仮終了】

治療監護法による被治療監護者で、治療監護が仮終了し、又は治療委託される者についても、遵守事項を履行しているかどうかの確認のために、保護観察期間の範囲内で期間を定めて、電子装置を装着することができる（第23条）。

【執行と終了】

装着は、保護観察官が執行する（第24条）。仮釈放期間や保護観察が終了したときは、執行が終了する（第25条）。受信資料は、保護観察官が、指導、監督等において活用することができる（第26条）。電子装置装着については、前章の規定を準用する（第27条）。

（第４章　刑の執行猶予における装着命令）

第４章では、執行猶予判決を受けた者に対する電子装置の装着について定めている。

【執行猶予】

法院は、性暴力犯罪を犯した者のうち、刑の執行を猶予して保護観察を受けることを命じるときは、遵守事項を履行しているか否かの確認のために電子装置の装着を命じることができる（第28条）。

【執行と終了】

装着命令は、法院の判決が確定したときから執行する（第29条）。装着期間が満了したり、執行猶予が失効したときには、装着命令が終了する（第30条）。その他、電子装置の装着については、第２章及び第３章の関係条項を準用する（第31条）。

（第５章　補則）

第５章では、装着期間の計算、他の法律の準用等について定めている。詳細は翻訳を参照されたい。

（第６章　罰則）

第６章では、各種の罰則について定めている。被装着者が故意に電子装置を身体から離したり、損傷したりしたときは、７年以下の懲役又は２千万ウォン（約248万円）以下の罰金が科される（第38条）。

（附則）

附則では、施行日及び経過措置について定めている。

【施行日】

この法律は、公布後１年６か月が経過した日（2008年10月28日）から施行される（附則第１条）。法案審査報告書によれば、端末機の開発、システムの試験運用、運用能力の取得に必要な期間を勘案し、１年６か月の期間をおいたとしている。

【経過措置】

装着命令請求の際には、この法律の施行前に犯した性暴力犯罪についても適用する（附則第２条）。

おわりに

ここでは、青少年に対する性犯罪の再犯防止に関して、韓国において新たに定められた２つ

の法律について紹介した。

これら２つの法律による種々の規制は、諸外国の性犯罪再犯防止策の中でも強硬策に位置付けられるものだろう。韓国国内でも、人権の観点や効果への疑問から、問題の提起がなされてきた。

しかし、ここ数年の韓国では、凶悪な性犯罪事件が大々的に報道されることで、市民感情が高まり、強硬策を受容するコンセンサスが形成されている。その社会的圧力から人権団体による人権重視の主張が弱まり、結果的にこれら２つの法律が可決にまで至ったのである。

地域住民にまで顔写真の閲覧権を拡大した情報公開や、電子腕輪の装着に対しては、今後の施行の過程で違憲論争が起きる可能性が高い。関連諸機関が、どのような形で決着をつけるのか注目される。

最後に、韓国における性犯罪防止対策に関する新しい動向を若干、付け加えておきたい。

第一に、グルーミング（grooming）行為に対する規制である。グルーミング行為とは、インターネットなどにより、性的虐待を最終的な目的として青少年に接触し、実際に会う提案をする等の行為である。英国では、2003年性犯罪者法（Sexual Offences Act 2003）により、既に規制されている。国家青少年委員会は、2007年５月からタスクフォースチームを発足させ、英国の規定等をモデルにグルーミング行為に対する処罰規定の新設について検討を開始している。(注16)

第二に、性犯罪者の新しい矯正プログラムとして、法務部による治療監護法改正案が立法予告されている。(注17) これは、性暴力犯罪で禁錮以上の刑に該当する罪を犯した者に対し、出所後に最長で７年間の治療監護を行うというものである。

また、韓国における性犯罪の量刑の軽さや不透明さを批判し、重罰化を求める声もある。ただでさえ表面化することの少ない韓国の性犯罪において、公訴を提起される者のうち、実刑判決を受けるのは20％弱である。(注18) 韓国性暴力相談所のイ・ミギョン所長は、「実際に電子腕輪をはめるのは、100人のうち６人が起訴され、そのうち実刑を受ける人…結局100人中１人か２人が該当するかしないか」であると指摘している。(注19)

＊インターネット情報及び為替レートは、全て2007年８月31日現在のものである。

＊法案、法律案審査報告書、国会会議録等については、韓国国会の議案情報システム<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>によった。

＊韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベースKINDS<http://www.kinds.or.kr/>によった。

注

(1) この現象は韓国のみに限定されるものではなく、日本を含む世界各国において、性犯罪の再犯防止が刑事政策の大きな課題になっている。向井紀子・大月晶代「性犯罪者情報の管理・公開（諸外国の制度）」『レファレンス』No.655，2005.8，pp.46－66を参照。なお、本稿で使用する「再犯」は、同一罪種の罪を再び犯す狭義の「再犯」をいう。韓国における性暴力犯罪の再犯率は、調査によって異なるが、新聞報道等によると10～13％程度である。

(2) そのため、法の施行について報じる新聞記事のタイトルは、総じて「援助交際」をすれば「身上公開」される、というニュアンスが込められたものが多い。例えば「‘원조교제’ 오늘부터 신상공개」（‘援助交際’今日から身上公開）『韓国日報』2000.7.1，「원조교제 들키면 이름 나이 직업 공개…７월부터 시행」（援助交際がばれたら名前、年齢、職業を公開…７月から施行）『東亜日報』2000.7.1.

(3) 崔鍾植「韓国における青少年性保護法上の身上公開制度」『犯罪と非行』No.147，2006.2，p.123.なお、メーガン法については下記の文献に詳しい。松井茂

記『性犯罪者から子どもを守る―メーガン法の可能性』中央公論新社，2007.

(4) 国家青少年委員会は、青少年育成等に関連する政策及び法律を所管する行政機関である。1997年青少年保護法の制定により設立された青少年保護委員会が、2005年文化観光部（省）青少年局と統合して、国務総理所属の国家青少年委員会となった。

(5) 2007年４月25日に「第12次児童青少年対象性犯罪者身上公開」が行われ、2001年の第１次公開からこれまで、合計6,136名の身上公開がなされた。

(6) 「성범죄자 공개 파장・반응」（性犯罪者公開の波紋・反応）『ソウル新聞』2001.8.31によれば、情報公開の賛否について問うアンケート調査の結果、76.8％が賛成、18.5％が反対であった。

(7) 2006.6.26，2002 헌가14.この判例は、憲法裁判所ウェブサイト（http://www.ccourt.go.kr/）において参照可能である。日本語では崔　前掲注(3)，pp.132－134に詳しい。

(8) 国会政務委員会「青少年の性保護に関する法律一部改正法律案　審査報告書」2005.12による。

(9) 第267回国会政務委員会会議録第５号（2007.4.24）、第268回国会法制司法委員会会議録第１号（2007.6.14）、同法制司法委員会会議録法案審査第２小委員会第２号（2007.6.18）等。

(10) 「論点『児童ポルノ規制』どうするのか」『毎日新聞』2007.7.27.

(11) 「성폭력범에 위치추적 전자팔찌？한나라 6 월 임시국회 추진」（性暴力犯に位置追跡電子腕輪？ハンナラ党、６月臨時国会で推進）『ハンギョレ』2005.4.27.

(12) 同法案の審査報告書によれば、電子監視制度は世界的には矯正施設への収容の代替手段として活用されるのが主であったが、ここ数年、米国の一部の州等において、性犯罪者の再犯防止のために位置追跡装置の装着を義務付ける動きがある。

(13) 「“아동 성폭력 이대로 둘수 없다” 전문가들 조언」（“児童への性暴力、このまま放っておけない”専門家らの助言）『ソウル新聞』2006.2.22.

(14) 「사설 ‘전자팔찌법’ 충분한 논의 거쳤나」（社説‘電子腕輪法’十分な論議を経たのか）『韓国日報』2007.4.4.

(15) 第266回国会法制司法委員会会議録法案審査第２小委員会第１号（2007.3.29）による。

(16) 国家青少年委員会「報道資料：第12次児童青少年対象性犯罪者身上公開」2007.4.25，p.7.

(17) 「특정성폭력범죄자 치료감호 대상에：개정안 입법예고」（特定性暴力犯罪者、治療監護対象に：改正案立法予告）『法律新聞』2007.7.16.

(18) 国家青少年委員会　前掲注(16)，p.3.

(19) 「성폭행범 고무줄 형량，왜？」（性暴行犯のゴム紐量刑、どうして？）『国民日報』2007.8.13. ゴム紐量刑とは、裁判官により量刑が著しく異なることを揶揄した言葉である。

（しらい　きょう・海外立法情報課）

青少年の性保護に関する法律（抄）

청소년의 성보호에 관한 법률

（全部改正2007年８月３日　法律第8634号　2008年２月４日施行）

白井　京訳

第１章　総則

第１条（目的）

この法律は、青少年を対象とする性犯罪の処罰と手続きに関する特例を規定し、被害青少年のための救済及び支援の手続きを準備し、青少年対象性犯罪者を体系的に管理することにより、青少年を性犯罪から保護し、青少年が健康な社会構成員として成長できるようにすることを目的とする。

第２条（定義）

この法律で使う用語の定義は以下のとおりである。

1　「青少年」とは、19歳未満の者をいう。ただし、19歳に達する年の１月１日を迎えた者を除く。

2　「青少年対象性犯罪」とは、次のいずれかに該当する罪をいう。

a　第７条から第12条までに規定する罪（第８条第４項の罪を除く。）

b　青少年に対する「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」第５条から第12条までに規定する罪（注1）

c　青少年に対する「刑法」第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦及び準強制わいせつ）、第300条（未遂犯）、第301条（強姦等傷害及び致傷）、第301条の２（強姦等殺人及び致死）、第302条（未成年者等に対する姦淫）、第303条（業務上の威力等による姦淫）及び第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ）に規定する罪

3　「青少年対象性暴力犯罪」とは、第８条から第12条までに規定する罪を除く青少年対象性犯罪をいう。

4　「青少年の性を買う行為」とは、青少年、青少年の性を買う行為を斡旋した者又は青少年を実質的に保護し若しくは監督する者等に、金品その他の財産上の利益又は職業若しくは便宜提供等の対価を提供し、若しくはこれを約束して、青少年を対象に次のいずれかに該当する行為を行い、又は青少年にさせることをいう。

a　性交行為

b　口腔、肛門等、身体の一部や道具を利用した性交類似行為

c　身体の全て又は一部を接触、露出する行為により、一般人の性的羞恥心や嫌悪感を引き起こす行為

d　自慰行為

5　「青少年利用わいせつ物」とは、青少年が登場し第４号のいずれかに該当する行為を行い、又はその他の性的行為を行う内容を表現するもので、フィルム、ビデオ類、ゲーム類又はコンピュータその他の通信媒体を通じた画像若しくは映像等の形態になったものをいう。

6　「被害青少年」とは、第２条第２号ｂ及びｃに規定する罪並びに第７条から第９条までに規定する罪の被害者になった青少年をいう。

7　「対象青少年」とは、第10条に規定する罪の相手になった青少年をいう。

第３条（解釈及び適用上の注意）

この法律を解釈し及び適用するときは、青少年の権益を優先的に考慮しなければならず、利害関係者及びその家族の権利が不当に侵害されないよう注意しなければならない。

第４条から第６条まで　略

第４条（国及び地方自治体の義務）

第５条（社会の責任）

第６条（広報映像の製作、配布及び送信）

第２章　青少年対象性犯罪の処罰と手続きに関する特例

第７条（青少年に対する強姦及び強制わいせつ等）

①女性である青少年に対して「刑法」第297条（強姦）の罪を犯した者は、５年以上の有期懲役に処する。

②青少年に対して「刑法」第298条（強制わいせつ）の罪を犯した者は、１年以上の有期懲役又は500万ウォン以上２千万ウォン以下[注2]の罰金に処する。

③青少年に対して「刑法」第299条（準強姦、準強制わいせつ）の罪を犯した者は、第１項及び第２項の例による。

④偽計又は威力により女性である青少年を姦淫し、又は青少年にわいせつ行為を行った者は、第１項及び第２項の例による。

⑤第１項から第４項までの未遂犯は、処罰する。

第８条（青少年利用わいせつ物の製作及び配布等）

①青少年利用わいせつ物を製作、輸入又は輸出した者は、５年以上の有期懲役に処する。

②営利を目的に青少年利用わいせつ物を販売し、貸与し、配布し、若しくはこれを目的に所持し、運搬し、又は公然と展示し、若しくは上映した者は、７年以下の懲役に処する。

③青少年利用わいせつ物を配布し、又は公然と展示し、若しくは上映した者は、３年以下の懲役又は２千万ウォン以下の罰金に処する。

④青少年利用わいせつ物を所持した者は、２千万ウォン以下の罰金に処する。

⑤青少年利用わいせつ物を製作するという状況を知りながら、青少年利用わいせつ物の製作者に青少年を斡旋した者は、１年以上10年以下の懲役に処する。

⑥第１項の未遂犯は、処罰する。

第９条（青少年売買行為）

①青少年の性を買う行為又は青少年利用わいせつ物を製作する行為の対象になることを知りながら、青少年を売買し、若しくは国外に移送し、又は国外に居住する青少年を国内に移送した者は、無期又は５年以上の懲役に処する。

②第１項の未遂犯は、処罰する。

第10条（青少年の性を買う行為）

青少年の性を買う行為を行った者は、３年以下の懲役又は２千万ウォン以下の罰金に処する。

第11条（青少年に対する強要行為等）

①次の各号の一に該当する者は、３年以上の有期懲役に処する。

1　暴行又は脅迫により、青少年をして青少年の性を買う行為の相手になるようにした者

2　偽計、前払金その他の債務を利用する等の方法により、青少年を苦境に陥れ、青少年をして青少年の性を買う行為の相手になるようにした者

3　業務、雇用その他の関係により自身の保護又は監督を受けることを利用し、青少年

をして青少年の性を買う行為の相手になるようにした者

4　営業により、青少年を青少年の性を買う行為の相手になるように誘引し、又は勧誘した者

②第１項第１号から第３号までの罪を犯した者が、その対価の全て若しくは一部を受け、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、５年以上の有期懲役に処する。

③青少年の性を買う行為の相手になるように誘引し、又は勧誘した者は、５年以下の懲役又は３千万ウォン以下の罰金に処する。

④第１項と第２項の未遂犯は、処罰する。

第12条（斡旋営業行為等）

①次のいずれかに該当する者は、５年以上の有期懲役に処する。

1　青少年の性を買う行為の場所を提供する行為を業にする者

2　青少年の性を買う行為を斡旋する行為を業にする者

3　第１号又は第２号の犯罪に使われる事実を知りながら、資金、土地又は建物を提供した者

4　営業により、青少年の性を買う行為の場所を提供し、又は斡旋する業者に、青少年を雇用させた者

②次のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役又は３千万ウォン以下の罰金に処する。

1　営業により、青少年の性を買う行為をするよう誘引し、勧誘し、又は強要した者

2　青少年の性を買う行為の場所を提供した者

3　青少年の性を買う行為を斡旋した者

4　営業により、第２号又は第３号の行為を約束した者

③青少年の性を買う行為をするよう誘引し、勧誘し、又は強要した者は、３年以下の懲役又は２千万ウォン以下の罰金に処する。

第13条から第20条まで　略

第13条（刑罰と受講命令の併科）

第14条（親権喪失請求等）

第15条（被害青少年の保護措置決定）

第16条（被害者の意思）

第17条（捜査手続きにおける配慮）

第18条（秘密漏洩の禁止）

第19条（両罰規定）

第20条（国民の国外犯処罰）

第３章　青少年対象性犯罪の通報、応急措置及び支援

第21条から第24条まで　略

第21条（青少年対象性犯罪の通報）

第22条（通報義務者に対する教育）

第23条（被害青少年の保護）

第24条（被害青少年及び保護者の相談及び治療）

第４章　青少年の善導保護等

第25条から第31条まで　略

第25条（対象青少年に対する捜査等）

第26条（少年部送致）

第27条（保護処分）

第28条（加害青少年の扱い）

第29条（保護施設）

第30条（相談施設）

第31条（教育プログラム運営等）

第５章　青少年対象性犯罪により有罪判決が確定した者の身上情報の登録及び閲覧並びに就業制限等

第32条（身上情報登録対象者）

①青少年対象性犯罪による有罪判決が確定した者又は第37条第１項第５号による閲覧命令が確定した者は、身上情報登録対象者(以下「登録対象者」という。）となる。ただし、第10条の罪は、第10条の罪で２回以上有罪判決を受けた場合又は対象青少年が13歳未満の場合に限る。

②法院は、青少年対象性犯罪で第１項の判決を宣告する場合に、登録対象者であるという事実と、第33条による身上情報の提出義務があることを、登録対象者に告知しなければならない。

③法院は、第１項の判決が確定した日から14日以内に、第２項の告知事項を書面で判決書謄本に添付し、登録対象者及び国家青少年委員会に送達しなければならない。

④第２項及び第３項の告知及び送達等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第33条（身上情報の提出義務）

①登録対象者は、第32条第３項による送達を受けた日から30日以内に、次の各号の身上情報を、自分の住所地を管轄する警察官署の長(以下「管轄警察官署の長」という。）に提出しなければならない。ただし、登録対象者が刑務所等の矯正施設に収容された場合は、その矯正施設の長に身上情報を提出することをもって、これに替えることができる。

1　氏名
2　住民登録番号
3　住所及び実際の居住地
4　職業及び職場等の所在地
5　写真（登録日基準で６か月以内に撮影されたもの）
6　所有車両の登録番号

②登録対象者は、第１項により提出した身上情報（以下「提出情報」という。）が変更された場合には、その事由と変更内容（以下「変更情報」という。）を、変更事由が発生した日から30日以内に、第１項により提出しなければならない。ただし、写真は、最初の登録日から１年毎に新たに撮影した写真を提出する。矯正施設等に収容された者の場合は、釈放前に、新たに撮影した写真を矯正施設の長に提出しなければならない。

③登録対象者から提出情報及び変更情報を提出された管轄警察官署の長又は矯正施設の長は、遅滞なくこれを国家青少年委員会に送付しなければならない。

④提出情報及び変更情報の送付、登録に関する手続の詳細及び方法は、大統領令で定める。

第34条（青少年対象性犯罪者の身上情報登録等）

①国家青少年委員会は、第33条第３項によって送付された情報と、登録対象者の青少年対象性犯罪の経歴情報を登録しなければならない。

②国家青少年委員会は、第１項により登録した情報（以下「登録情報」という。）に対しては、登録日付を明らかにして、登録対象者に通知しなければならない。

③国家青少年委員会は、関係行政機関の長に、第１項による登録に必要な情報の照会を要請することができる。

④国家青少年委員会は、登録対象者が提出情報又は変更情報を正当な事由なく提出しない場合には、関係行政機関の長に身上情報の登録に必要な事項の照会を要請し、登録することができる。

第35条（登録情報の管理）

①国家青少年委員会は、登録情報を、最初の登録日（登録対象者に通知した登録日をいう。）から10年間、保存し管理しなければならない。

②第１項の期間（以下「登録期間」という。）が終われば、登録情報を直ちに廃棄し、その事

実を登録対象者に通知しなければならない。この場合、登録対象者が、登録原因となった青少年対象性犯罪により矯正施設に収容された期間は、登録期間に算入しない。

③管轄警察官署の長は、登録期間中、毎年１回、登録情報が変更されていないか確認しなければならない。

第36条（登録情報の活用等）

①国家青少年委員会は、青少年対象性犯罪と関連する犯罪の予防及び捜査に活用するために、検察官又は各警察官署の長に登録情報を配布することができる。

②第１項による登録情報の配布手続き及び管理等に関する事項は、大統領令で定める。

第37条（登録情報の閲覧）

①法院は、次のいずれかに該当する者に対して、判決により、第４項の閲覧情報を５年間閲覧に提供するようにする命令（以下「閲覧命令」という。）を、青少年対象性犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。ただし、青少年対象性犯罪に対して罰金刑が宣告され、又は被告人が青少年の場合はその限りではない。

1　13歳未満の青少年に対して青少年対象性暴力犯罪を犯した者

2　この法律により閲覧命令を宣告され、再び青少年対象性暴力犯罪を犯した者

3　13歳未満の青少年を対象に青少年対象性犯罪を犯した者で、13歳未満の青少年を対象に青少年対象性犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

4　青少年対象性暴力犯罪を犯した者で、青少年対象性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

5　青少年対象性暴力犯罪を犯したが「刑法」第10条第１項により処罰することができない心身障害者であり、青少年対象性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者

②第１項による登録情報の閲覧期間は、判決が確定した時から起算する。ただし、閲覧命令を受けた者が、実刑又は治療監護を宣告された場合は、その刑又は治療監護の全て又は一部の執行を終了し、又は執行が免除された時から起算する。

③第１項の判決が確定したときは、次の各号の者は、第４項各号による登録情報を閲覧することができる。

1　登録対象者の住所を管轄する市、郡、区内に居住する青少年の法定代理人

2　登録対象者の住所を管轄する市、郡、区内の第42条第１項各号の青少年関連教育機関の長

④第１項により閲覧に提供される登録情報（以下「閲覧情報」という。）は、以下のとおりである。

1　氏名

2　年齢

3　住所及び実際の居住地

4　職業及び職場等の所在地

5　写真

6　青少年対象性犯罪の経歴

⑤閲覧情報の具体的な形態と内容に関しては、大統領令で定める。

第38条（閲覧命令の執行）

①閲覧命令は、国家青少年委員会が執行する。

②法院は、第37条の判決が確定したときは、判決書謄本を遅滞なく国家青少年委員会に送付しなければならない。

③国家青少年委員会は、閲覧命令の執行中、閲覧情報の閲覧に関する業務を登録対象者の住所地又は実際の居住地を管轄する警察官署の長に委託することができる。

④閲覧命令の執行、閲覧手続き、管理等に関す

る細則は、大統領令で定める。

第39条（啓蒙指導及び犯罪情報の公表）

国家青少年委員会は、青少年を対象とした性犯罪の発生傾向及び動向その他啓蒙指導に必要な事項を、年２回以上公表しなければならない。

第40条（登録対象者に対する教育）

①国家青少年委員会は、登録対象者の同意を得て、青少年の性保護に必要な教育を実施することができる。

②第１項の教育を履修した場合は、登録期間の一部を短縮することができる。

③第１項の教育内容及び手続き並びに第２項の登録期間の短縮等についての細則は、大統領令で定める。

第41条（秘密遵守）

①青少年対象性犯罪者の身上情報の登録、閲覧、保存及び管理業務に従事し、又は従事していた者は、業務上知った登録情報を漏洩してはならない。

②第37条第３項による青少年の法定代理人及び青少年関連教育機関の長は、閲覧情報の閲覧を通じて知った情報を、新聞雑誌等の出版物、放送又は情報通信網を利用して漏洩してはならない。

第42条（青少年関連教育機関等への就業制限等）

①青少年対象性犯罪により刑が確定した者は、刑が確定した日から10年間、次の各号による施設又は機関（以下「青少年関連教育機関等」という。）を運営し、又は青少年関連教育機関等に就業し、若しくは事実上労務を提供することはできない。ただし、第10号の場合は、警備業務に従事する者に限る。

1 「乳児教育法」第２条第２号に規定する幼稚園

2 「小中等教育法」第２条に規定する学校

3 「塾の設立及び運営並びに課外教習についての法律」第２条第１号に規定する塾及び同条第２号に規定する教習所（青少年を対象にする塾及び教習所のみをいう。）

4 「青少年保護法」第33条の２に規定する青少年保護センター及び青少年リハビリセンター

5 「青少年活動振興法」第10条に規定する青少年活動施設

6 「青少年福祉支援法」第14条に規定する青少年シェルター

7 「乳幼児保育法」第10条に規定する保育施設

8 「児童福祉法」第16条に規定する児童福祉施設

9 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第５条第１項第２号に規定する青少年支援施設及び同法第10条に規定する性売買被害相談所

10 「住宅法」第２条第２号に規定する共同住宅の管理事務所

11 「体育施設の設置及び利用に関する法律」により設立された体育施設のうち、青少年を対象とする体育施設

②青少年関連教育機関等の長は、その機関に就業中の者若しくは事実上労務を提供している者又は就職若しくは事実上の労務の提供を希望する者に対して、青少年対象性犯罪の経歴を確認しなければならない。この場合、本人の同意を得て、関係機関の長に青少年対象性犯罪の経歴の照会を要請するものとする。

③第２項による性犯罪経歴照会の要請の手続き及び範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第43条（青少年対象犯罪経歴者の就業点検及び確認）

①国家青少年委員会は、青少年対象性犯罪により有罪判決が確定した者が、青少年関連教育機関等に就職していないかを、直接又は関係機関への照会等の方法により、点検及び確認することができる。
②国家青少年委員会は、第１項による点検及び確認のために必要な場合は、青少年関連教育機関等の長又は関連監督機関に、該当資料の提出を要求することができる。

第44条（就業者の解任要求等）

①国家青少年委員会は、第42条第１項に違反して、青少年関連教育機関等に就職し、又は事実上労務を提供する者がいる場合は、青少年関連教育機関等の長にその解任を要求することができる。
②国家青少年委員会は、第42条第１項に違反して青少年関連教育機関等を運営中である青少年関連教育機関等の長に、運営中の青少年関連教育機関等の閉鎖を要求することができる。
③国家青少年委員会は、青少年関連教育機関等の長が、第２項の閉鎖要求を正当な事由なく拒否し、又は１か月以内に要求事項を履行しない場合は、関係行政機関の長に、対象青少年関連教育機関等の閉鎖又は登録若しくは許可等の取消しを要求することができる。
④第３項による閉鎖並びに登録及び許可の取消し要求については、大統領令で定めるところによる。

第45条（罰則）

①次のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役又は５千万ウォン以下の罰金に処する。
　１　第41条第１項及び第２項に違反した者
　２　正当な権限なく登録情報を変更し、又は抹消した者
②登録対象者が正当な事由なく提出情報若しくは変更情報を提出せず、又は虚偽の情報を提出したときは、１年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

第46条（過料）

①青少年関連教育機関等の長が、第44条による国家青少年委員会の解任要求を正当な事由なく拒否し、又は１か月以内に履行しない場合は、１千万ウォン以下の過料に処する。
②第１項による過料は、大統領令で定めるところにより、国家青少年委員会が賦課し、徴収する。
③第２項による過料処分に不服がある者は、その処分を告知された日から30日以内に、国家青少年委員会に異議を申し立てることができる。
④第２項による過料処分を受けた者が、第３項により異議を申し立てた場合、国家青少年委員会は、管轄法院に遅滞なくその事実を通知しなければならない。その通知を受けた管轄法院は、「非訟事件手続法」による過料裁判を行う。
⑤第３項による期間以内に異議を申し立てず、かつ過料を支払わないときは、国税滞納処分の例に従い徴収する。

附則＜第8634号，2007年８月３日＞

第１条（施行日）

この法律は、公布後６か月が経過した日から施行する。

第２条から第４条まで　略

第２条（受講命令の併科に関する適用例）
第３条（親権喪失請求及び宣告に関する適用例）
第４条（反意思不罰罪に関する適用例）

第５条（身上情報の登録及び閲覧に関する適用例及び経過措置）

第32条、第35条及び第37条の改定規定は、この法律の施行後、青少年を対象とする性犯罪を犯して有罪判決が確定した者から適用する。ただし、この法施行前の規定により、身上情報を登録した者の身上情報の登録及び閲覧等に関しては、従前の規定による。

第６条（就業制限等に関する適用例及び経過措置）

第42条の改正規定は、この法律の施行後、罪を犯して刑を宣告された者から適用する。ただし、この法施行前の犯罪に対する就業制限の適用については、従前の規定による。

注

⑴　性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関る法律第５条から第12条までの規定は、第５条（特殊強盗強姦等）、第６条（特殊強姦等）、第７条（親族関係による強姦等）、第８条（障害者に対する姦淫等）、第８条の２（13歳未満の未成年者に対する強姦、強制わいせつ等）、第９条（強姦等障害及び致傷）、第10条（強姦等殺人及び致死）、第11条（業務上威力等によるわいせつ）、第12条（未遂犯）となっている。また、同法の概要については、白井京「韓国の女性関連法制―男女平等の実現に向けて―」『外国の立法』No.226，2005.11，pp.103-132.＜http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022605.pdf＞を参照。

⑵　日本円で約61万円以上246万円以下に相当する（2007年８月31日現在）。以下、１千万ウォンは約123万円、３千万ウォンは約370万円、５千万ウォンは約617万円である。

（しらい　きょう・海外立法情報課）

特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律

특정 성폭력범죄자에 대한 위치추적 전자장치 부착에 관한 법률

（2007年４月27日制定　法律第8394号　2008年10月28日施行）

白井　京訳

第１章　総則

第１条（目的）

この法律は、性暴力犯罪者の再犯防止及び性行矯正を通じた再社会化のために、その行動軌跡を追跡し位置を確認することができる電子装置を身体に装着させる付加的な措置をとることにより、性暴力犯罪から国民を保護することを目的とする。

第２条（定義）

この法律で使用する用語の定義は、以下のとおりである。

１　「性暴力犯罪」とは、次のいずれかの犯罪をいう。

ａ　「刑法」第32章「強姦及びわいせつの罪」のうち、第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦及び準強制わいせつ）、第300条（未遂犯）、第301条（強姦等傷害及び致傷）、第301条の２（強姦等殺人及び致死）、第302条（未成年者等に対する姦淫）、第303条（業務上の威力等による姦淫）、第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ）及び第339条（強盗強姦）に規定する罪

ｂ　「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」第５条（特殊強盗強姦等）から第12条（未遂犯）までに規定する罪

ｃ　「青少年の性保護に関する法律」第７条（青少年に対する強姦及び強制わいせつ等）に規定する罪

ｄ　ａからｃまでに規定する罪で、他の法律により加重処罰される罪

２　「位置追跡電子装置」（以下「電子装置」という。）とは、電磁波を発信して追跡する原理を利用し、位置を確認し、又は移動経路を探知する一連の機械的設備であり、大統領令で定めるものをいう。

第３条（国の責務）

国は、この法律の執行過程において、国民の人権が不当に侵害されないよう注意しなければならない。

第４条（適用範囲）

満19歳未満の者に対しては、この法律による電子装置を装着することができない。

第２章　懲役刑終了以後における電子装置装着

第５条（電子装置装着命令の請求）

①検察官は、次の各号の一に該当し、性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対して、有期懲役刑の全て若しくは一部の執行を終了し、又は執行が免除された後に、電子装置を装着させる命令（以下「装着命令」という。）を法院に請求することができる。

１　性暴力犯罪により２回以上懲役刑の実刑を宣告され、その刑期の合計が３年以上の者が、執行を終了した後又は執行が免除された後、５年以内に性暴力犯罪を犯したとき

２　この法律による電子装置を装着された前

歴のある者が再び性暴力犯罪を犯したとき
3　性暴力犯罪を2回以上犯し、その習癖が認められたとき
4　13歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯したとき

②第1項の請求は、公訴が提起された性暴力犯罪事件の第1審判決の宣告前までに行わなければならない。

③法院は、公訴が提起された性暴力犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときは、検察官に装着命令の請求を要求することができる。

④第1項各号の性暴力犯罪事件に対して、公訴が提起されたときから、判決が確定されることなく15年が経過した場合は、装着命令を請求することができない。

第6条（調査）

①検察官は、装着命令を請求するために必要と認めるときは、被疑者の居住地又は所属検察庁（支庁を含む。以下同じ。）の所在地を管轄する保護観察所（支所を含む。以下同じ。）の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等、被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる。

②第1項の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名しなければならない。

③第2項により指名された保護観察官は、検察官の指揮を受けて遅滞なく必要な事項を調査した後、検察官に調査報告書を提出しなければならない。

④検察官は、装着命令を請求するにおいて必要な場合には、被疑者に対する精神鑑定又はその他の専門家による診断等の結果を参考にしなければならない。

第7条（装着命令請求事件の管轄）

①装着命令請求事件の管轄は、装着命令請求事件と同時に審理する性暴力犯罪事件の管轄に従う。

②装着命令請求事件の第1審裁判は、地方法院合議部（地方法院支院合議部を含む。以下同じ。）の管轄とする。

第8条（装着命令請求書の記載事項等）

①装着命令請求書には、次の各号の事項を記載しなければならない。
1　装着命令請求対象者（以下「被装着命令請求者」という。）の氏名その他の被装着命令請求者を特定できる事項
2　請求の原因となる事実
3　適用法条
4　その他大統領令で定める事項

②法院は、装着命令請求があるときは、被装着命令請求者又はその弁護人に、装着命令請求書の副本を遅滞なく送付しなければならない。この場合、性暴力犯罪事件に対する公訴提起と同時に装着命令請求があるときは、第1回公判期日の5日前までに、性暴力犯罪事件の審理中に装着命令請求があるときは、次の公判期日の5日前までに送付しなければならない。

第9条（装着命令の判決等）

①法院は、装着命令請求に根拠があると認めるときは、5年の範囲内で装着期間を定め、判決により装着命令を宣告しなければならない。

②法院は、次の各号の一に該当するときは、判決により装着命令請求を棄却しなければならない。
1　装着命令請求に根拠がないと認めるとき
2　性暴力犯罪事件に対して無罪、免訴又は公訴棄却の判決若しくは決定を宣告するとき

3　性暴力犯罪事件に対して罰金刑を宣告するとき

4　性暴力犯罪事件に対し宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき（第28条第１項により電子装置装着を命じるときを除く。）

③装着命令請求事件の判決は、性暴力犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。

④装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない。

⑤装着命令の宣告は、性暴力犯罪事件の量刑に有利に斟酌されてはならない。

⑥性暴力犯罪事件の判決に対して上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるときは、装着命令請求事件の判決についても、上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるものとみなす。上訴権回復又は再審の請求若しくは非常上告があるときもまた、同様である。

⑦第６項の規定にもかかわらず、検察官又は被装着命令請求者及び「刑事訴訟法」第340条及び第341条に規定された者(注1)は、装着命令に対して、独立して上訴及び上訴の放棄又は取下げを行うことができる。上訴権回復又は再審の請求若しくは非常上告の場合もまた、同様である。

第10条（装着命令判決等の通知）

①法院は、第９条により装着命令を宣告したときは、その判決が確定した日から３日以内に、装着命令を宣告された者（以下「被装着命令者」という。）の居住地を管轄する保護観察所の長に、判決書の謄本を送付しなければならない。

②刑務所、少年刑務所、拘置所及び軍刑務所の長（以下「刑務所長」という。）は、被装着命令者が釈放される５日前までに、被装着命令者の居住地を管轄する保護観察所の長に、その事実を通知しなければならない。

第11条（国選弁護人等）

第５条第１項に該当する者に対する装着命令請求事件に関して、「刑事訴訟法」第282条及び第283条(注2)を準用する。

第12条（執行指揮）

①装着命令は、検察官の指揮を受けて保護観察官が執行する。

②第１項による指揮は、判決書の謄本を添付した書面とする。

第13条（装着命令の執行）

①装着命令は、性暴力犯罪事件に対する刑の執行が終了し、若しくは免除される日又は仮釈放される日の釈放直前に、被装着命令者の身体に電子装置を装着することにより、執行する。

②装着命令の執行は、身体の完全性を害しない範囲内でなされなければならない。

③次の各号の一に該当するときは、装着命令の執行が停止される。

1　装着命令の執行中、他の罪を犯して逮捕状の執行を受け、拘禁されたとき

2　仮釈放された者が、電子装置装着期間中に、仮釈放を取り消され、又は仮釈放が失効したとき

④第３項により執行が停止された装着命令の残余期間については、次の各号の区分により執行する。

1　第３項第１号の場合は、拘禁が解除され、又は禁錮以上の刑が執行されないと確定したときから、残余期間を執行する。

2　第３項第２号の場合は、刑の執行が終了し、又は免除された後、残余期間を執行する。

⑤その他、装着命令の執行及び停止に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（被装着者の義務）

①電子装置を装着した者（以下、「被装着者」という。）は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から任意に分離し、若しくは損傷し、又は電波妨害若しくは受信資料の変造その他の方法により、その効用を害してはならない。

②被装着者は、住居を移転し、又は出国するときは、予め保護観察官に申告しなければならない。

第15条（保護観察官の任務）

①保護観察官は、被装着者の再犯防止と健全な社会復帰のために必要な指導及び援護を行う。

②保護観察官は、電子装置装着期間中、被装着者の所在地の近隣医療機関における治療、相談施設における相談治療等、被装着者の再犯防止のために必要な措置をとることができる。

第16条（受信資料の保存、使用及び廃棄等）

①保護観察所の長は、被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信し、その資料（以下「受信資料」という。）を保存しなければならない。

②受信資料は、次の各号の場合の他には、閲覧し、照会し、又は公開することができない。

1　被装着者の性暴力犯罪容疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合

2　保護観察官が指導及び援護を目的に使用する場合

3　「保護観察等に関する法律」第5条による保護観察審査委員会[注3]（以下「審査委員会」という。）の装着命令仮解除及び取消しに関する審査のために使用する場合

③保護観察所の長は、被装着者が性暴力犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由があるときには、管轄検察庁に通報しなければならない。

④検察官又は司法警察官は、受信資料を閲覧又は照会する場合、裁判官が発した押収捜索令状を提示しなければならない。

⑤保護観察所の長は、次の各号の一に該当するときは、受信資料を廃棄しなければならない。

1　装着命令と共に宣告された刑が、「刑の失効等に関する法律」第7条又は「刑法」第81条[注4]により失効したとき

2　装着命令と共に宣告された刑が、赦免により効力を喪失したとき

3　電子装置の装着を終了した者が、資格停止[注5]以上の刑又はこの法律による電子装置装着を受けることなく、電子装置の装着を終了した日から5年が経過したとき

⑥その他受信資料の保存、使用及び廃棄等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（装着命令の仮解除申請等）

①保護観察所の長又は被装着者及びその法定代理人は、当該保護観察所を管轄する審査委員会に、装着命令の仮解除を申請することができる。

②第1項の申請は、装着命令の執行が開始した日から3か月が経過した後に行わなければならない。申請が棄却された場合は、棄却された日から3か月が経過した後に、再度申請することができる。

③第2項により仮解除の申請をするときは、申請書に仮解除の審査において参考となる資料を添付し、提出しなければならない。

第18条（装着命令仮解除の審査及び決定）

①審査委員会は、仮解除を審査するときは、被装着者の人格、生活態度、装着命令の履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮しなければならない。

②審査委員会は、仮解除の審査のために必要なときは、保護観察所の長をして必要な事項を

調査させ、又は被装着者その他の関係者を直接召喚し、審問し、若しくは調査することができる。

③第２項の要求を受けた保護観察所の長は、必要な事項を調査し、審査委員会に通知しなければならない。

④審査委員会は、装着命令を継続的に執行する必要がない程度に被装着者が改善し、再犯の危険性がないと認めるときには、装着命令の仮解除を決定することができる。この場合、被装着者をして住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告させることができる。

⑤審査委員会は、装着命令を仮解除しないと決定したときは、決定書にその理由を明示しなければならない。

第19条（仮解除の取消等）

①保護観察所の長は、装着命令を仮解除された者が性暴力犯罪を犯し、又は住居移転状況等の報告に応じない等、再犯の危険性があると判断されるときは、審査委員会に仮解除の取消しを申請することができる。この場合、審査委員会は、仮解除された者の再犯の危険性が著しいと認められるときには、仮解除を取り消さなければならない。

②第１項により仮解除が取り消された者は、残余装着命令期間の間、電子装置を装着しなければならない。この場合、仮解除期間は、装着命令期間に算入しない。

第20条（装着命令執行の終了）

第９条により宣告された装着命令は、次の各号の一に該当するときに、執行を終了する。

1　装着命令期間が経過したとき

2　装着命令と共に宣告した刑が赦免され、その宣告の効力を喪失したとき

3　装着命令期間中、他の罪を犯して禁錮以上の刑を執行されるようになったとき

4　装着命令を仮解除された者が、仮解除が取り消されることなく残余装着命令期間を経過したとき

第21条（装着命令の時効）

①被装着命令者は、判決が確定した後に執行を受けず、共に宣告された性暴力犯罪事件の刑の時効が完成されれば、その執行が免除される。

②装着命令の時効は、被装着命令者を逮捕することにより中断される。

第３章　仮釈放及び仮終了等における電子装置装着

第22条（仮釈放における電子装置装着）

①第９条による装着命令判決を宣告されなかった性暴力犯罪者で、刑の執行中に仮釈放され保護観察を受ける者は、遵守事項を履行しているか否かの確認等のため、仮釈放期間中、電子装置を装着しなければならない。

②審査委員会は、第１項により電子装置を装着させる者の居住地を管轄する保護観察所の長に、仮釈放者の人的事項等、電子装置装着に必要な事項を直ちに通知しなければならない。

③刑務所長等は、仮釈放予定者が釈放される５日前までに、その居住地を管轄する保護観察所の長に、その事実を通知しなければならない。

第23条（仮終了等における電子装置装着）

①「治療監護法」第37条による治療監護審議委員会[注6]（以下「治療監護審議委員会」という。）は、性暴力犯罪を犯した被治療監護者で治療監護が仮終了し、又は治療委託される者に対し、遵守事項を履行しているか否かの確認等のため、保護観察期間の範囲内で期間を定め、

電子装置を装着させることができる。

②治療監護審議委員会は、第１項により電子装置装着を決定した場合は、直ちに被装着決定者の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

③治療監護所の長は、被治療監護者の治療監護が仮終了し又は治療委託される５日前までに、非治療監護者の居住地を管轄する保護観察所の長にその事実を通知しなければならない。

第24条（電子装置の装着）

①電子装置装着は、保護観察官が執行する。

②電子装置は、次の各号の一に該当する時、釈放直前に装着する。

１　仮釈放される日

２　仮終了され、又は治療委託される日

ただし、治療監護と刑が併科された仮終了者の場合、執行すべき刑期の残余があるときは、その刑の執行が終了し、又は免除される日に装着する。

③電子装置装着の執行中、保護観察の遵守事項違反により留置許可状の執行を受けて留置されたときは、装着執行が停止される。この場合、審査委員会が保護観察所の長の仮釈放取消申請を棄却した日又は法務部長官が審査委員会の許可申請を不許可とした日から、残余期間を執行する。

第25条（装着執行の終了）

第22条及び第23条による電子装置装着は、次の各号の一に該当するときに、執行を終了する。

１　仮釈放期間が経過し、又は仮釈放が失効し、若しくは取り消されたとき

２　治療監護が仮終了した者又は治療委託された者の装着期間が経過し、又は保護観察が終了したとき

３　仮釈放された刑が赦免され、刑の宣告の効力が喪失したとき

４　装着期間中、他の罪を犯して禁錮以上の刑を執行されるようになったとき

第26条（受信資料の活用）

保護観察官は、遵守事項が履行されているか否かの確認等「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導、監督及び援護において、受信資料を活用することができる。

第27条（準用）

この章による電子装置装着に関しては、第13条第２項、同条第３項第１号、同条第４項第１号、同条第５項及び第14条から第19条までの規定を準用する。

第４章　刑の執行猶予における装着命令

第28条（刑の執行猶予における装着命令）

①法院は、性暴力犯罪を犯した者に対し、刑の執行を猶予し保護観察を受けることを命じるときは、保護観察期間の範囲内で期間を定めて、遵守事項を履行しているか否かの確認等のために電子装置の装着を命じることができる。

②法院は、第１項による装着命令期間中、所在地の近隣の医療機関における治療、指定相談施設における相談治療等、対象者の再犯防止のために必要な措置を課することができる。

③法院は、第１項による電子装置装着を命ずるために必要と認めるときは、被告人の居住地又は当該法院の所在地を管轄する保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等、被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる。

第29条（装着命令の執行）

①装着命令は、電子装置装着を命ずる法院の判

決が確定したときから執行する。

②装着命令の執行中、保護観察遵守事項違反により留置許可状の執行を受けて留置されたときは、装着命令の執行が停止される。この場合、検察官が保護観察所の長の執行猶予取消申請を棄却した日又は法院が検察官の執行猶予取消請求を棄却した日から、残余期間を執行する。

第30条（装着命令執行の終了）

第28条の装着命令は、次の各号の一に該当するときに、執行を終了する。

1　装着命令期間が経過したとき

2　執行猶予が失効し又は取り消されたとき

3　執行猶予となった刑が赦免され、刑の宣告の効力を喪失したとき

4　他の罪を犯して、禁錮以上の刑を執行されるようになったとき

第31条（準用）

この章による装着命令に関しては、第６条、第９条第３項から第５項まで、第10条第１項、第12条、第13条第２項、同条第３項第１号及び同条第４項第１号及び同条第５項、第14条、第15条第１項、第16条から第19条まで並びに第26条を準用する。

第５章　補則

第32条（電子装置装着期間の計算）

①電子装置装着期間は、これを執行した日から起算するが、初日は時間を計算することなく、１日として算定する。

②被装着者が電子装置を身体から分離し、又は損傷する等、その効用を害した期間は、電子装置装着期間に算入しない。ただし、保護観察に付された者の電子装置装着期間は、保護観察期間を超えることができない。

第33条（電子装置装着仮解除の擬制）

保護観察が仮解除された場合は、電子装置装着が仮解除されたものとみなす。

第34条（軍法被適用者に対する特則）

この法律を適用するにおいて、「軍事法院法」第２条第１項各号の一に該当する者[注7]に対しては、軍事法院は法院の、軍検察官は検察官の、軍事法警察官吏は司法警察官吏の、軍刑務所長は刑務所長の、この法による職務をそれぞれ行う。

第35条（他の法律の準用）

この法律を適用するにおいて、この法律に規定がある場合を除き、その性質に反しない範囲内で、「刑事訴訟法」及び「保護観察等に関する法律」の規定を準用する。

第６章　罰則

第36条（罰則）

①電子装置装着業務を担当する者が、正当な事由なく、被装着者の電子装置を解除し、又は損傷したときは、１年以上の有期懲役に処する。

②電子装置装着業務を担当する者が、金品の授受、要求又は約束をして第１項の罪を犯したときは、２年以上の有期懲役に処する。

③受信資料を管理する者が、第16条第２項に違反したときは、１年以上の有期懲役に処する。

第37条（罰則）

①他人をして装着命令を受けさせる目的で公の機関又は公務員に対して虚偽の事実を申告し、又は刑法第152条第１項の罪[注8]を犯したときは、10年以下の懲役に処する。

②第２章の装着命令請求事件に関して、被装着命令請求者を計略を使って妨害する目的で

「刑法」第154条、第233条又は第234条（虚偽作成診断書の行使に限る。）の罪[注9]を犯したときは、10年以下の懲役又は禁錮に処する。この場合、10年以下の資格停止を併科する。

第38条（罰則）

被装着者が、第14条（第27条及び第31条により準用される場合を含む。）に違反して、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から任意に分離し、若しくは損傷し、又は電波妨害若しくは受信資料の変造その他の方法によりその効用を害したときは、７年以下の懲役又は２千万ウォン[注10]以下の罰金に処する。

附則＜第8394号，2007年４月27日＞

第１条（施行日）

この法律は、公布後１年６か月が経過した日から施行する。

第２条（装着命令請求に関する経過措置）

①第５条第１項の装着命令請求は、この法律の施行前に犯した性暴力犯罪についても適用する。

②この法律の施行前に性暴力犯罪を犯し、懲役刑の実刑を宣告された者は、第５条第１項第１号の実刑を宣告されたものとみなす。

③この法律の施行前に犯した性暴力犯罪により、その習癖が認められる者は、第５条第１項第３号の習癖が認められるものとみなす。

第３条（仮釈放又は仮終了時における電子装置装着に関する経過措置）

第22条及び第23条による電子装置装着は、この法律の施行時、性暴力犯罪を犯して刑の執行中である者又は治療監護中である者に対しても適用する。

第４条（執行猶予宣告時における電子装置装着命令に関する経過措置）

第28条は、この法律の施行時、性暴力犯罪を犯して裁判中の者に対しても適用する。

注

(1) 刑事訴訟法第340条及び第341条に規定された者とは、被告人の法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、戸主又は原審の代理人若しくは弁護人である。

(2) 刑事訴訟法第282条及び第283条は、国選弁護人について定めたものである。この条項による裁判は、弁護人なく開廷することが禁じられる（第282条）。弁護人がないときは、裁判所が職権により弁護人を選定する（第283条）。

(3) 保護観察等に関する法律第５条は、保護観察に関する事項を審査し、決定するための機関として、法務部長官の下に保護観察審査委員会をおくよう定めている。

(4) 刑の失効等に関する法律第７条及び刑法第81条は、共に刑の失効について期間を定めている。

(5) 「資格停止」とは、刑法第43条（刑の宣告並びに資格喪失及び資格停止）において定められているもので、公務員になる資格、法律で要件を定める公法上の業務に関する資格等について、有期懲役等の執行が終了するときまで停止するものである。

(6) 治療監護法第37条は、治療監護及び保護観察の管理と執行に関する事項を審査し、決定するための機関として、法務部長官の下に治療監護審議委員会をおくよう定めている。

(7) 軍事法院法第２条第１項各号の一に該当する者とは、軍人、軍人に準ずる者及び国軍部隊の看守下にある捕虜をいう。

(8) 刑法第152条（偽証及び謀害偽証）の第１項は、法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときの罰則を定めている。

(9) 刑法第154条は虚偽の鑑定、通訳及び翻訳について、第233条は虚偽診断書の作成について、第234条は虚偽私文書等の使用について定めている。

⑽　日本円で約246万円に相当する（2007年８月31日現在）。

（しらい　きょう・海外立法情報課）